

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）の代表取締役であり、平成〇年〇月〇日から中小事業主等として労働者災害補償保険に特別加入していたものである。

請求人によると、請求人は、平成〇年〇月〇日午後5時10分頃、会社からの退勤途中、バスの降車時に転倒し、右足、腰、腕、肩、頸部、頭部を打撲した（以下「本件通勤時の災害」という。）が、自力で帰宅し、翌日から勤務していたところ、同年〇月〇日、会社事務所内において執務中、座っていた椅子からすべり落ち臀部を打撲するとともに、倒れてきた椅子の座面で首を打撲し、さらに、同月〇日にも同月〇日と同様の状況で臀部と首を打撲した（以下「本件業務時の災害」という。）。その後、特に医療機関に受診しなかったところ、平成〇年〇月半ば頃、右手のしびれ及び左足の痛みやしびれが出現したとして、同年〇月〇日、C病院に受診し「頸髄症（以下『本件傷病』という。）、尾骨部打撲」と診断されたとしている。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの103日間の休業給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発生した災害は3件（通勤時の災害1件、業務時の災害2件）であり、1件目の通勤時の災害発生日を負傷日とする一連のものとして給付請求され

ているものであるとして、当該給付請求のうち、本件傷病については本件通勤時の災害に起因するものとは認められないが、尾骨部打撲については、業務上の事由によるものと認め、同年〇月〇日から同月〇日までの13日間について、休業補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この休業補償給付の支給に関する処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由（本件業務時の災害）によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人らは、本件傷病は、本件業務時の災害により発症したものであると主張するので、以下、検討する。

当審査会において、関係資料を再度精査したところ、請求人らの当該主張を根拠付ける客観的資料は確認できず、D医師は、傷病の状態に関する意見書で、要旨、「本件傷病と平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び同月〇日の災害との関連を示す客観的データを持ち合わせていない。」と述べ、さらに、E医師は意見書で、「受傷時の損傷の機序が頸椎の過伸展が発生したのではなく屈曲損傷の形態をとったと判断される。このような形態の頸椎損傷では、頸髄の損傷を発生する可能性は極めて低い。」と述べて、本件傷病と本件業務時の災害との医学的因果関係を否定していることが認められる。当審査会としても上記両医師の意

見は妥当であると判断する。したがって、本件傷病は本件業務時の災害によるものとは認められない。

(2) なお、当審査会としては、本件業務時の災害についても、その発生状況を根拠付ける客観的資料は確認できず、請求人の尾骨部打撲に対する休業補償給付の支給は必ずしも妥当であるとは認められないと判断するものであるが、当審査会の審査は、請求人の不服申立ての範囲に限られ、原処分を請求人に不利益に変更することはできないことから、主文のとおり裁決した旨を付言する。

(3) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見出せなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分については、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。